

地発0926第4号
基発0926第8号
平成24年9月26日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房地方課長
(公 印 省 略)

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労災補償業務関係の相談員等に係る各執務準則の一部改正及び
通勤災害調査員に係る運営細目の一部改正について

労災保険相談員、労災請求適正化相談員、労災保険専門調査員及び社会復帰推進員（以下「労災補償業務関係の相談員等」という。）については、労災保険相談員規程（平成13年厚生労働省訓第38号）、労災請求適正化相談員規程（平成19年厚生労働省訓第16号）、労災保険専門調査員規程（平成20年厚生労働省訓第52号）及び社会復帰推進員規程（平成20年厚生労働省訓第53号）に基づき、それぞれ執務準則において業務日誌の作成を定めているところである。

また、通勤災害調査員については、昭和48年11月8日付け基発第626号の別紙1「通勤災害調査員制度の運営細目」において、委嘱時の健康診断書の提出等を定めているところである。

このたび、業務簡素化を推進する観点から、平成24年10月から上記の取扱いを廃止することとし、これに伴い、労災補償業務関係の相談員等に係る各執務準則及び通勤災害調査員に係る運営細目を別紙1及び別紙2のとおり改正することとしたので、その適正な運用を期されたい。

労災補償業務関係の相談員等に係る業務日誌の廃止に伴う
関係通達の一部改正について

- 1 平成 19 年 3 月 30 日付け地発第 0330017 号、基発第 0330026 号「労災保険相談員の配置について」別紙 2 の別紙「労災保険相談員執務準則」の一部を以下のとおり改める。
 - (1) 5 中「署長の定める日に上記 2 の業務を行った場合には、労災保険相談員日誌（別添様式 1）に所定の事項を記載し、月の初めには前月分について署長に報告するものとする。また、」を削除し、「労災保険相談員庁外活動報告書（別添様式 2）」を「労災保険相談員庁外活動報告書（別添様式）」に改める。
 - (2) 別添の様式 1 を廃止する。
 - (3) 別添の「様式 2」を「様式」に改める。

- 2 平成 19 年 3 月 30 日付け地発第 0330016 号、基発第 0330025 号「労災請求適正化相談員の配置について」別紙 2 の別紙「労災請求適正化相談員執務準則」の一部を以下のとおり改める。
 - (1) 5 を削除する。
 - (2) 6 を 5 に改める。
 - (3) 別添の様式 1 を廃止する。

- 3 平成 20 年 3 月 31 日付け地発第 0331016 号、基発第 0331023 号「労災保険専門調査員の配置について」別紙 2 の別紙「労災保険専門調査員執務準則」の一部を以下のとおり改める。
 - (1) 5 中「調査員は、2 に掲げる業務を行った場合には、労災保険専門調査員日誌（様式第 1 号）に所定の事項を記載し、月の初めに前月分について署長又は審査官に報告するものとする。また、」を削除し、「庁外活動報告書（様式第 2 号）」を「庁外活動報告書（別添様式）」に改める。
 - (2) 別添の様式第 1 号を廃止する。
 - (3) 別添の「様式第 2 号」を「様式」に改める。

- 4 平成 20 年 3 月 31 日付け地発第 0331017 号、基発第 0331025 号「社会復帰推進員の配置について」別紙 2 の別紙「社会復帰推進員執務準則」の一部を

以下のとおり改める。

- (1) 5中「調査員は、2に掲げる業務を行った場合には、社会復帰推進員日誌（様式第3号）に所定の事項を記載し、月の初めに前月分について局長又は署長に報告するものとする。」を削除し、「庁外活動報告書（様式第4号）」を「庁外活動報告書（様式第3号）」に、それぞれ改める。
- (2) 別添の様式第3号を廃止する。
- (3) 別添の「様式第4号」を「様式第3号」に改める。

通勤災害調査員制度の運営細目の一部改正について

昭和48年11月8日付け基発第626号「通勤災害調査員について」の別紙1「通勤災害調査員制度の運営細目」の一部を以下のとおり改める。

- 1 「4 報酬等」中、「調査員には報酬として1人1日2,750円、原則として1ヶ月44,000円を限度として支給する（年間528,000円を限度額とする。）ものとする。なお、調査員が庁外に赴いて調査等を行なった場合には、労働省所管国家公務員等の旅費取扱規程第4条の規定に基づき4等級の職務相当の旅費を支給するものとする。また、報酬支給の際の給与所得の源泉徴収及び社会保険の適用のある場合の取扱いについては、労働保険相談員の取扱いに準じて行なうこと」を「調査員に対して、予算の範囲内において謝金及び旅費を支給する」に改める。
- 2 「6 発令手続」中の一部を以下のとおり改める。
 - 「(1) 委嘱の場合」のイ中「(ニ) 健康診断書 1通」を削除する。
 - 「(2) 再委嘱の場合」中「委嘱の場合に準じて取扱うこと」を「委嘱の場合に準じて取り扱うものとするが、履歴書は不要として差し支えない」に改める。
 - 「(3) 解嘱の場合」のイ中「(イ) 辞任届（別添様式4）1通」を削除し、「(ロ) 解嘱辞令（写）（別添様式5）」を「(イ) 解嘱辞令（写）（別添様式4）」に改め、「(イ) 解嘱辞令（写）（別添様式4）」の後に次の1文を加える。「なお、調査員が死亡した場合には、すみやかに遺族等から死亡届（別添様式5）を徴すること。」
 - 「(4) 本省報告」を削除する。
- 3 「8. 公務災害」中、「国家公務員災害補償法」を「国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）」に改め、「(昭和37年1月25日秘発丙第263号「労働省部内公務災害補償取扱手続」参照。）」を削除する。
- 4 昭和49年3月20日付け基発第137号により追加した臨時通勤調査員の委嘱に係る規定を削除する。

5 別添の様式をそれぞれ以下のとおり改める。

様式4中「願いによる」を削除する。

「6 発令手続(3)解嘱の場合」に新たに定める様式5を別添のとおりとする。

様式7を廃止する。

別添

様式5

死 亡 届

年 月 日

〇〇労働局長 殿

遺族 氏 名 印
続柄

下記の者は、 年 月 日（病名等 ）のため死亡
したので、お届けします。

記

〇〇労働局
通勤災害調査員 氏 名